



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 2 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (長寿社会課)
- 3 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (")
- 4 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (")
- 5 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (商工振興課)
- 6 " (")
- 7 " (")
- 8 " (")
- 9 " (")
- 10 " (")
- 11 大規模小売店舗立地法による海南市から聴取した意見の概要 (")
- 12 大規模小売店舗立地法による橋本市から聴取した意見の概要 (")
- 13 " (")
- 14 大規模小売店舗立地法による有田市から聴取した意見の概要 (")
- 15 大規模小売店舗立地法による御坊市から聴取した意見の概要 (")
- 16 大規模小売店舗立地法による田辺市から聴取した意見の概要 (")
- 17 " (")
- 18 大規模小売店舗立地法による新宮市から聴取した意見の概要 (")
- 19 大規模小売店舗立地法による岩出市から聴取した意見の概要 (")
- 20 " (")
- 21 " (")
- 22 大規模小売店舗立地法による紀の川市から聴取した意見の概要 (")
- 23 大規模小売店舗立地法によるかつらぎ町から聴取し

- た意見の概要 (")
- 24 大規模小売店舗立地法による湯浅町から聴取した意見の概要 (")
- 25 大規模小売店舗立地法による有田川町から聴取した意見の概要 (")
- 26 大規模小売店舗立地法によるみなべ町から聴取した意見の概要 (")
- 27 大規模小売店舗立地法による白浜町から聴取した意見の概要 (")
- 28 大規模小売店舗立地法による上富田町から聴取した意見の概要 (")
- 29 大規模小売店舗立地法による串本町から聴取した意見の概要 (")
- 30 保安林の指定の解除 (森林整備課)
- 31 保安林の指定 (")
- 32 " (")
- 33 " (")
- 34 " (")
- 35 保安林予定森林 (")
- 36 " (")
- 37 " (")
- 38 " (")
- 39 道路の区域変更 (道路保全課)
- 40 新道路の供用開始等 (")
- 41 道路の区域変更 (")
- 42 新道路の供用開始等 (")
- 43 道路の区域変更 (")

○ 公告

都市計画の案の縦覧 (都市政策課)

告 示

和歌山県告示第2号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成21年1月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有)

							効期間の満了の日
3071000768	有限会社ケアネット	橋本市神野々1201番地の1	上尾義郎	ケアネット居宅介護支援事業所	橋本市神野々1201番地の1	居宅介護支援	平成21.1.1 平成26.12.31
3071300697	紀北川上農業協同組合	橋本市高野口町名古曾922-2	藤井静雄	JA紀北かわかみかつらぎケアセンター	伊都郡かつらぎ町大谷1201-1番地	居宅介護支援	平成21.1.1 平成26.12.31
3072300530	有限会社王子	新宮市熊野地2丁目12番8号	土屋敏朗	王子介護	新宮市熊野地2丁目12番8号	居宅介護支援	平成21.1.1 平成26.12.31

和歌山県告示第3号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78

条第1号及び第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成21年1月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	氏名 (法人の場合には、申請者の名称)	住所 (法人の場合には、主たる事務所の所在地)	法人の場合には、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3070106830	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町1丁目8番7号	森山典明	アースサポート株式会社和歌山在宅サービスセンター	和歌山市吉田470番地	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	平成21.1.1 平成26.12.31
3071800142	医療法人富田会	岩出市紀泉台2番地	富田建夫	たんぼぼ苑	岩出市西安上267番地	通所介護・介護予防通所介護	平成21.1.1 平成26.12.31
3070106822	ケアマネジメント株式会社	和歌山市神前182-1	天野八重子	セラヴィ神前	和歌山市神前182-1	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	平成21.1.1 平成26.12.31

和歌山県告示第4号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項、第46条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事

業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号、第85条第1号及び第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成21年1月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3071300689	株式会社ビッグプラネット	東京都大田区田園調布本町57番2号	大角俊生	ヘルパーステーションそら	伊都郡かつらぎ町丁ノ町403-3	訪問介護・居宅介護支援・介護予防訪問介護	平成21.1.1 平成26.12.31

和歌山県告示第5号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成21年1月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- ・プライスカット屋形店
和歌山市屋形町4丁目29番地
- ・オークワ六十谷店
和歌山市六十谷字有高217-1外
- ・パームシティ和歌山店
和歌山市中野31-1
- ・オー・ストリート和歌山北バイパス店
和歌山市平井154
- ・オークワ鳴神店
和歌山市鳴神櫛ノ掛121-1
- ・オークワ本社中島店
和歌山市中島185番地の3
- ・オークワ紀三井寺店
和歌山市毛見藪下19番地
- ・ガーデンパーク和歌山
和歌山市松江向鶴ノ島1469-1外
- ・メッサオークワ高松店
和歌山市西高松1-278-14

2 意見の概要

意見なし

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課（和歌山市七番丁23番地）

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成21年1月9日から平成21年2月9日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第6号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成21年1月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

プライスカット医大病院前店
和歌山市紀三井寺中浜840-1

2 意見の概要

意見なし

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課（和歌山市七番丁23番地）

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成21年1月9日から平成21年2月9日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第7号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成21年1月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ大浦街道店
和歌山市湊西の坪45-1外

2 意見の概要

意見なし

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課（和歌山市七番丁23番地）

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成21年1月9日から平成21年2月9日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第8号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成21年1月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

プライスカット神前店
和歌山市神前509外6筆

2 意見の概要

意見なし

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課（和歌山市七番丁23番地）

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成21年1月9日から平成21年2月9日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第9号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成21年1月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターコーナン和歌山中之島店
和歌山市納定字西100-1外
- 2 意見の概要
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課（和歌山市七番丁23番地）
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成21年1月9日から平成21年2月9日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オークワ海南幡川店
海南市幡川下九条105外14筆
- 2 意見の概要
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
海南市まちづくり部商工観光課（海南市日方1525番地の6）
和歌山県海草振興局産業振興部産業総務課（和歌山市湊通丁北1丁目2番地の1）
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成21年1月9日から平成21年2月9日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第10号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成21年1月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングプラザ西浜店
和歌山市西浜940-1外
- 2 意見の概要
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課（和歌山市七番丁23番地）
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成21年1月9日から平成21年2月9日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第12号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により橋本市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成21年1月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
・オークワ高野口店
橋本市高野口町伏原越ヶ坪139-1
・オークワ橋本林間店
橋本市三石台1丁目2-1
- 2 意見の概要
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
橋本市経済部商工観光課（和歌山県橋本市東家一丁目1番1号）
和歌山県伊都振興局産業振興部産業総務課（和歌山県橋本市市脇四丁目5番8号）
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成21年1月9日から平成21年2月9日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第11号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により海南市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成21年1月9日

和歌山県告示第13号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により橋本市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成21年1月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

<p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 オー・ストリート橋本彩の台店 橋本市あやの台1丁目50-3外</p> <p>2 意見の概要 意見なし</p> <p>3 意見の縦覧場所 和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地） 橋本市経済部商工観光課（和歌山県橋本市東家一丁目1番1号） 和歌山県伊都振興局産業振興部産業総務課（和歌山県橋本市市脇四丁目5番8号）</p> <p>4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯 縦覧期間 平成21年1月9日から平成21年2月9日まで 時間帯 午前9時30分から午後5時まで</p> <hr/> <p>和歌山県告示第14号 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により有田市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。 平成21年1月9日 和歌山県知事 仁坂吉伸</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 オークワ箕島店 有田市新堂字弁天10-3</p> <p>2 意見の概要 意見なし</p> <p>3 意見の縦覧場所 和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地） 有田市経済建設部商工観光課（有田市箕島50番地） 和歌山県有田振興局産業振興部産業総務課（有田郡湯浅町湯浅2344-1）</p> <p>4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯 縦覧期間 平成21年1月9日から平成21年2月9日まで 時間帯 午前9時30分から午後5時まで</p> <hr/> <p>和歌山県告示第15号 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により御坊市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。 平成21年1月9日 和歌山県知事 仁坂吉伸</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ・オークワロマンシティ御坊店 御坊市湯川町財部181 ・プライスカット御坊店</p>	<p>御坊市菌314-1外</p> <p>2 意見の概要 意見なし</p> <p>3 意見の縦覧場所 和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地） 御坊市産業経済部商工振興課（御坊市菌359番地） 和歌山県日高振興局産業振興部産業総務課（御坊市湯川町財部651）</p> <p>4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯 縦覧期間 平成21年1月9日から平成21年2月9日まで 時間帯 午前9時30分から午後5時まで</p> <hr/> <p>和歌山県告示第16号 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により田辺市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。 平成21年1月9日 和歌山県知事 仁坂吉伸</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ・オーシティ田辺店 田辺市東山1丁目5-1 ・オークワパピリオンシティ田辺店 田辺市稲成町新江原3165外</p> <p>2 意見の概要 意見なし</p> <p>3 意見の縦覧場所 和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地） 田辺市産業部商工振興課（田辺市下屋敷町31-1 テレコムビル1F） 和歌山県西牟婁振興局産業振興部産業総務課（田辺市朝日ヶ丘23-1）</p> <p>4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯 縦覧期間 平成21年1月9日から平成21年2月9日まで 時間帯 午前9時30分から午後5時まで</p> <hr/> <p>和歌山県告示第17号 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により田辺市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。 平成21年1月9日 和歌山県知事 仁坂吉伸</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 プライスカット・スーパードラッグキリン田辺下万呂店 田辺市下万呂裏代416-2外</p>
--	--

- 2 意見の概要
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)
田辺市産業部商工振興課 (田辺市下屋敷町31-1 テレコムビル1F)
和歌山県西牟婁振興局産業振興部産業総務課 (田辺市朝日ヶ丘23-1)
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成21年1月9日から平成21年2月9日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第18号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第8条第1項の規定により新宮市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成21年1月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
・オークワ新宮仲之町店
新宮市谷王子418-1
・スーパーセンターオークワ南紀店
新宮市佐野3丁目507番地の3
- 2 意見の概要
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)
新宮市まちづくり政策部商工観光課 (新宮市春日1-1)
和歌山県東牟婁振興局産業振興部産業総務課 (新宮市緑ヶ丘4-8)
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成21年1月9日から平成21年2月9日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第19号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第8条第1項の規定により岩出市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成21年1月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オークワミレニアシティ岩出店
岩出市中迫塚本147
- 2 意見の概要
意見なし

- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)
岩出市事業部農林経済課 (岩出市西野209番地)
和歌山県那賀振興局産業振興部産業総務課 (岩出市高塚209番地)
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成21年1月9日から平成21年2月9日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第20号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第8条第1項の規定により岩出市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成21年1月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
メッサオークワ岩出西店
岩出市中黒641-1
- 2 意見の概要
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)
岩出市事業部農林経済課 (岩出市西野209番地)
和歌山県那賀振興局産業振興部産業総務課 (岩出市高塚209番地)
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成21年1月9日から平成21年2月9日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第21号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第8条第1項の規定により岩出市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成21年1月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
プライスカット岩出北店
岩出市今中119-1外
- 2 意見の概要
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)
岩出市事業部農林経済課 (岩出市西野209番地)
和歌山県那賀振興局産業振興部産業総務課 (岩出市高

塚209番地）

- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成21年1月9日から平成21年2月9日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第22号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により紀の川市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成21年1月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- ・ショッピングプラザ打田店
紀の川市打田天王1364番地の1
 - ・オークワ粉河店
紀の川市粉河762
 - ・オー・ストリート紀の川井阪店
紀の川市下井坂597
 - ・オークワ貴志川店
紀の川市貴志川町神戸205-1
- 2 意見の概要
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山小松原通一丁目1番地）
紀の川市農林商工部商工観光課（紀の川市西大井338番地）
和歌山県那賀振興局産業振興部産業総務課（岩出市高塚209番地）
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成21年1月9日から平成21年2月9日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第23号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定によりかつらぎ町から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成21年1月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オークワかつらぎ店
伊都郡かつらぎ町佐野884-1
- 2 意見の概要
周辺地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生は見られない。
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和

歌山小松原通一丁目1番地）

- かつらぎ町産業観光課（伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番地）
和歌山県伊都振興局産業振興部産業総務課（橋本市市協四丁目5番8号）

- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成21年1月9日から平成21年2月9日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第24号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により湯浅町から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成21年1月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オークワ湯浅店
有田郡湯浅町大字湯浅字川久保1852-1
- 2 意見の概要
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山小松原通一丁目1番地）
湯浅町産業建設課（有田郡湯浅町湯浅1055-9）
和歌山県有田振興局産業振興部産業総務課（有田郡湯浅町湯浅2344-1）
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成21年1月9日から平成21年2月9日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第25号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により有田川町から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成21年1月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンターオークワ有田川店
有田郡有田川町天満池の内407-1
- 2 意見の概要
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山小松原通一丁目1番地）
有田川町産業課（有田郡有田川町大字金屋3番地）
和歌山県有田振興局産業振興部産業総務課（有田郡湯浅町湯浅2344-1）

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成21年1月9日から平成21年2月9日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第26号
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定によりみなべ町から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。
平成21年1月9日
和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オークワみなべ店
日高郡みなべ町芝227-1

2 意見の概要
意見なし

3 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
みなべ町産業課（日高郡みなべ町芝742番地）
和歌山県日高振興局産業振興部産業総務課（御坊市湯川町財部651）

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成21年1月9日から平成21年2月9日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第27号
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により白浜町から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。
平成21年1月9日
和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
白浜ショッピングセンター
西牟婁郡白浜町1349-1

2 意見の概要
意見なし

3 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
白浜町観光課（西牟婁郡白浜町1600番地）
和歌山県西牟婁振興局産業振興部産業総務課（田辺市朝日ヶ丘23-1）

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成21年1月9日から平成21年2月9日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第28号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により上富田町から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。
平成21年1月9日
和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンターオークワ上富田店
西牟婁郡上富田町朝来154-1

2 意見の概要
住民意見を尊重するとともに、住居が隣接している立地環境から、悪臭、日影、騒音等について環境に負荷を及ぼさないように十分配慮し、また、営業時間を延長する場合は、営利第一主義ではなく周辺環境へ及ぼす影響を考慮のうえ対処願いたい。

3 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
上富田町総務政策課（西牟婁郡上富田町朝来763番地）
和歌山県西牟婁振興局産業振興部産業総務課（田辺市朝日ヶ丘23-1）

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成21年1月9日から平成21年2月9日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第29号
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により串本町から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。
平成21年1月9日
和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
オークワ串本店
東牟婁郡串本町串本字森生40番地の22
東牟婁郡串本町串本2001外7筆

2 意見の概要
意見なし

3 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
串本町商工農林課（東牟婁郡串本町串本1800番地）
和歌山県東牟婁振興局産業振興部産業総務課（新宮市緑ヶ丘4-8）

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成21年1月9日から平成21年2月9日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第30号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成21年1月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 伊都郡高野町大字高野山字弁天山下7の5・字護摩壇10の5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び伊都振興局並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第31号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成21年1月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 田辺市中辺路町大川字皆ノ川316、316の2、317、334の6、346の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
（1）立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第32号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成21年1月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 田辺市鮎川字鉛山3381の1、3381の4、3381の5、3381の7、3381の9
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
（1）立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め

る標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- （2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第33号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成21年1月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字花園中南字有畝24の2・24の3・字瀬谷68の1・68の4（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
（1）立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（2）立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び伊都振興局並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第34号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成21年1月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字花園新子字龍ノ尾429（次の図に示す部分に限る。）、430の2から430の8まで、430の19、431
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
（1）立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び伊都振興局並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第35号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年1月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字花園新子字フイテ谷262の2、262の6（次の図に示す部分に限る。）、262の7、262の11

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び伊都振興局並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第36号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年1月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 伊都郡高野町大字相ノ浦字笠峠180の1、180の2（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び伊都振興局並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第37号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年1月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 日高郡みなべ町清川字足谷5の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字足谷5の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第38号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年1月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 日高郡みなべ町清川字扇谷1290

2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基

づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年1月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 和歌山橋本線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
紀の川市荒見字上川原492番3地先から同市西脇字中筋174番3地先まで	旧	4.50 ∩ 12.40	1,432.00	桂橋 L=4.70
紀の川市荒見字上川原497番6地先から同市西脇字中筋567番9地先まで	旧	11.70 ∩ 32.30	1,640.00	桂谷橋 L=20.50
同上	新	11.70 ∩ 32.30	1,640.00	桂谷橋 L=20.50

和歌山県告示第40号

平成21年和歌山県告示第39号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年1月9日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年1月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第41号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年1月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 主要県道
- 2 路線名 かつらぎ桃山線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
紀の川市桃山町黒川字岡ノ坂489番1地先から同市桃山町黒川字下井戸1321番1地先まで	旧	4.10 ∩ 9.30	312.00	黒盛橋 L=6.50 柘榴橋 L=6.20
紀の川市桃山町黒川字岡ノ坂489番4地先から同市桃山町黒川字下井戸1321番1地先まで	旧	9.20 ∩ 99.40	297.80	黒川ふれあい橋 L=32.00 黒川橋 L=37.00

同上	新	9.20 ∩ 99.40	297.80	黒川ふれあい橋 L=32.00 黒川橋 L=37.00
----	---	--------------------	--------	--------------------------------

和歌山県告示第42号

平成21年和歌山県告示第41号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年1月9日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年1月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第43号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年1月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般県道
- 2 路線名 小豆島船所線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
和歌山市田屋字布施目59番3地先から同市直川字新地2589番1地先まで	旧	5.17 ∩ 24.48	673.42	
同上	新	11.31 ∩ 39.78	664.00	

公 告

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成21年1月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画の種類及び名称
岩出都市計画道路（1・4・1号京奈和自動車道紀北西道路線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

和歌山県岩出市今畑 字横谷
根来 字根来、字東谷、字洞尾
安上 字東谷
西安上 字荒神
山 字池ノ前

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
岩出市都市計画課

4 縦覧期間

平成21年1月13日から平成21年1月26日まで